

林野庁長官

皆川 芳嗣 様

東日本大震災津波による
林業関係被害に関する要望書

平成23年 5月27日

岩手県災害対策本部 本部長
岩手県知事 達 増 拓 也

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

本県においては、地震によって発生した大津波が、沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容は未だ判明していないものの、その状況は、筆舌に尽くしがたいものがあります。

林業分野においても、防潮林や防潮堤などの海岸保全施設や合板・製材工場などに甚大な被害があり、その被害額は2百億円を超えると推定しており、県・市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

本県では、4月11日に「岩手県東日本大震災津波復興委員会」を設置し、「被災者の人間らしい『暮らし』、『学び』、『仕事』を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する」とともに、「犠牲者の故郷への思いを継承する」ことを基本原則とし、水産業はもとより、農業、林業の復興を大きな柱の一つに据えた復興ビジョン及び復興計画の策定に取り組んでおります。

特にも、壊滅的な被害を受けた合板工場等の早期復旧は、本県沿岸地域の経済復興の一翼を担うものであり、また、県全体の森林・林業、木材産業が再生・発展するための重要な鍵となっております。

国におかれましては、今回の未曾有の災害に鑑み、本県の森林・林業、木材産業の復旧・復興を全面的に支援していただきますよう強く要望します。

記

森林・林業、木材産業の復旧・復興対策について

1 林業関係施設の復旧等の支援

- (1) 一次補正は、早期稼働可能な木材加工施設の復旧への支援に限定されていることから、更に、壊滅的な被害を受けた合板・製材工場の完全な復旧・整備を目的とした、施設・機械設備の再整備に対する手厚い支援制度を創設すること。

- (2) 県外の製紙工場が被災したことにより、用途が製紙用チップに限られる低質木材の流通が停滞し、本県の木材生産活動に大きな影響が出ていることから、製紙用原木チップ等についても非被災工場への流通コスト支援の対象に追加するとともに、従来の出荷先の工場が再稼働するまで、原木や製紙用チップの流通コストへの支援を継続すること。

2 公共土木施設等の復旧の支援

- (1) 市街地が高潮等の危険に常にさらされている九戸郡野田村前浜地区について、現在、国の指導を得ながら被災した防潮堤の応急工事の準備を進めておりますが、引き続き、今回の大津波の規模を十分に勘案した恒久的な施設の早期完成に向けた全面的な支援を行うこと。
- (2) 治山・林道施設災害復旧事業、災害関連緊急治山対策に係る補助率の引上げ及び地方負担に対する特別交付税措置による全額国費措置を実施すること。
- (3) 壊滅的な被害を受けた防潮林の復旧・整備を図るため、全額国庫負担の復旧対策事業を創設すること。
- (4) 地震火災の延焼により発生した森林火災の跡地を確実に復旧するため、被害木の除去や復旧造林を行う全額国庫負担の復旧対策事業を創設すること。